

令和4年（行ウ）第18号 埋立地用途変更・設計概要変更不承認
処分に対し国土交通大臣がなした裁決の取消請求事件

原告 東恩納琢磨 ほか17名

被告 国（処分行政庁 国土交通大臣）

第6準備書面

（原告らの原告適格について）

2024年1月9日

那覇地方裁判所民事第2部合議A係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士	池宮城	紀夫
弁護士	中村	照美
弁護士	阿波根	昌秀
弁護士	新垣	勉
弁護士	永吉	盛元
弁護士	仲山	忠克
弁護士	大田	朝章
弁護士	三宅	俊司
弁護士	高木	吉朗
弁護士	儀部	和歌子
弁護士	横田	達
弁護士	金高	望
弁護士	中村	昌樹

弁護士	林	千賀子
弁護士	上原	智子
弁護士	松崎	暁史
弁護士	伊志嶺	公一
弁護士	高良	誠
弁護士	山城	圭
弁護士	安里	学
弁護士	齋藤	祐介
弁護士	日高	洋一郎
弁護士	松本	啓太
弁護士	喜多	自然
弁護士	城間	博
弁護士	赤嶺	朝子
弁護士	松本	徹意
弁護士	高塚	千恵子
弁護士	白	充
弁護士	儀保	唯
弁護士	川津	知大
弁護士	島袋	元
弁護士	我妻	潤
弁護士	池味	エリカ
弁護士	真栄里	嘉邦

1 総論

本件訴訟の原告は、原告番号1番から20番までいる（なお、原告番号6及び7番は取り下げている。）。

この点、原告番号1番から8番、19番及び20番に関する原告適格は、原告第4準備書面にて触れている。

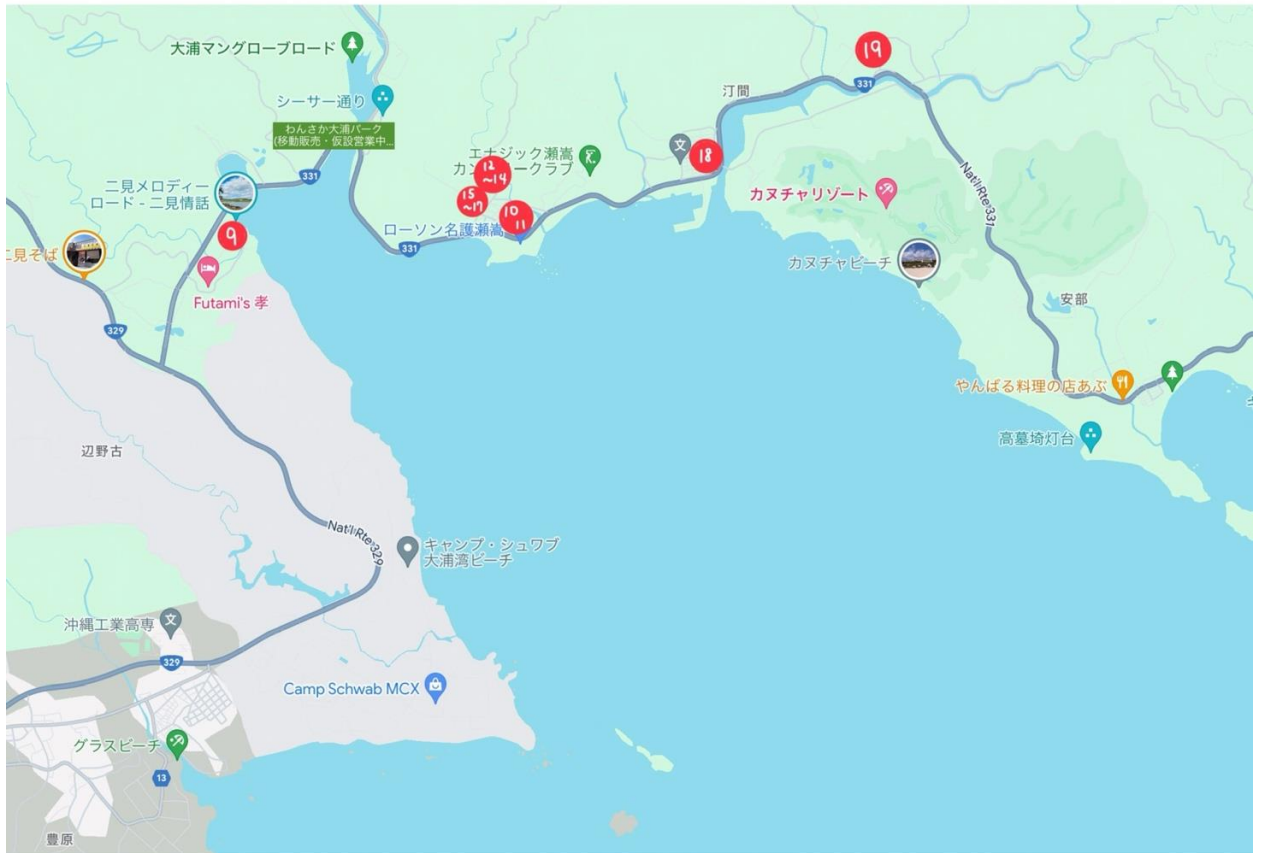
したがって、本書面では、残りの原告番号9番から18番に関し、その原告適格が認められるべきであることについて述べる。

2 原告番号9番から18番の原告適格について

(1) 居住地について

原告番号9番は二見、原告番号10番から17番は瀬嵩、原告番号18番は汀間に居住している。なお、既に原告適格が認められるべき者として主張している原告番号19番は、三原に居住している。

これらを地図上に表示すると、次頁のようになる。



(2) 原告番号9番から18番も原告適格が認められるべきこと
上記のとおり、原告番号19番は、原告番号9番から18番に比べ、本件新基地建設予定地から離れた場所に居住している。

しかしながら、このような原告番号19番についてすら、公害（騒音被害）によって健康や生活環境にかかる被害を受けるおそれがあることから、原告適格が認められるべきであることは、原告第4準備書面において主張したとおりである。

したがって、原告番号19番よりも本件新基地建設予定地に近い場所に居住する原告番号9番から18番については、原告番号19番と同等、あるいはそれ以上の公害（騒

音被害)によって健康や生活環境にかかる被害を受けるおそれが高いものというべきである。

また、原告番号19番よりも本件新基地建設予定地に近い場所に居住する原告番号9番から18番については、米統一施設基準による高さ制限の影響を受ける地域であることから、災害による被害を受けるおそれもあるというべきである。

よって、原告番号9番から18番については、原告適格が認められるべきである。

3 結語

したがって、原告番号9番から18番についても原告適格が認められることは明白であって、原告らとしては、前回提出した原告第4準備書面をもってこのような内容は明らかであると考えていたところであるが、前日期日において裁判所より、原告第4準備書面において言及されていない原告についての主張についても提出を求められたことから、本書面を提出する次第である。

この点、前日期日(2023年10月19日)の時点では、代執行訴訟に関する高裁判決が年内には示されるという可能性が極めて高かったため、原告らとしては、前日期日において結審することも十分に可能であったと考えていたところ、前日期日において、専ら裁判所の要望に従い本書面を提出することになり、また、裁判所の都合により2023年中に期日を指定することができず、本年1月23日に期日が指定された次第である。

このような経緯に鑑みれば、仮に裁判所において、期日間

に代執行訴訟に関する高裁判決が下され、その後被告国が代執行をしたことを理由として、本件訴訟について訴えの利益が無くなったとの判断を下せば、訴訟の終盤になって、原告らにとってあえて不利益になるような訴訟指揮をしたと批判されるのは必至であろう。

原告らとしては、裁判所は純粹に原告第4準備書面に記載されている以外の原告についての主張も確認したいという意図から追加書面の提出を促したと考えているところであり、裁判所においては、本書面をも踏まえた責任ある判断を示していただきたいと考えている。

なお、周知のとおり、代執行訴訟については沖縄県が上告をしているところ、これについても遠くない時期に判決が示される可能性が高いといわれている。

裁判所におかれては、上記最高裁の判断を待つことなく、速やかに、御庁において下された本件と同種事案における2022年4月26日付判決に対する、2004年行訴法改正に携わった福井教授による意見（甲13）を踏まえ、原告適格に関する適切な判断を示し、原告第5準備書面及び建設部門における技術士である須藤氏による意見書（甲44）を十分に読み込んだ上で、原告の主張に対する適正な判断を下されたい。

以 上